

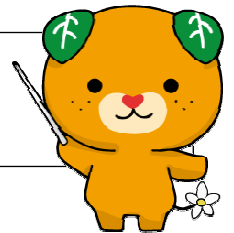
愛媛県特定業務職員 看護補助等業務員（会計年度任用職員（パートタイム））
採用試験案内
〔愛媛県立子ども療育センター〕

令和6年2月1日
愛媛県立子ども療育センター

愛媛県特定業務職員の看護補助等業務員採用のための試験を次のとおり行います。

- 試験日 令和6年2月26日から3月6日の月曜日から金曜日（随時）
- 受付期間 令和6年2月8日（木）10:00～2月16日（金）17:15
- 試験会場 愛媛県立子ども療育センター（東温市田窪2135番地）
- 採用予定日 令和6年4月1日以降随時

●県での任用実績にかかわらず、何度でも採用試験に応募できます。



1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務先	職務内容
特定業務職員（看護補助等業務員） 地方公務員法第22条の2第1項 の会計年度任用職員	7人程度	愛媛県立子ども療育センター	病棟における洗濯物の片付け、ベッドメイキング、入所児者の身の回りの世話等の業務に従事します。

2 受験資格

- (1)平成17年4月1日までに生まれた者
 - (2)地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- ※ 愛媛県臨時職員（22条）として雇用されたことがある方も受験できます。

3 試験の方法等

試験種目	配点	試験の内容
面接試験	150点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

※ 一定の基準に満たない場合には、不合格となります。

4 試験の日時、場所

- (1)試験日 令和6年2月26日から3月6日の月曜日から金曜日（随時）
- (2)試験実施場所 愛媛県立子ども療育センター（東温市田窪2135番地）
- (3)その他 試験日などは、個別に日程調整のうえ、お知らせします。

5 受験申込み方法

次のとおり、書類を直接持参又は郵送のいずれかの方法で申し込んでください。

- (1)受付期間
令和6年2月8日（木）10:00～2月16日（金）17:15
- (2)申込方法

履歴書を下記応募先へ提出してください。

○ 市販の用紙（A4判又はA3判・二つ折り）を使用のこと

○ 最近6ヶ月以内に撮影した写真を添付のこと

○ 添付写真又は氏名の上の空白部分に試験区分「看護補助等業務員」を明記すること

応募先	応募先の住所
愛媛県立子ども療育センター 事務局	〒791-0212 東温市田窪 2135 番地

6 採用

試験合格者は、令和6年4月1日以降に採用されます。（合格の有効期限は、令和7年2月末まで）

7 採用後の勤務条件（この案内のほか、ハローワークの求人票も確認願います）

(1)任用期間

1 会計年度（令和6年4月1日（または同日以後に採用された日）～令和7年3月31日）。

勤務成績が良好であれば、最大2回まで再度任用されます（令和6年度中に採用された方は最長令和9年3月31日まで）。

※ その後も公募による採用試験を受験可能です（任用回数、年齢による応募制限はありません）。

(2)勤務時間

○ 1週13時間30分～34時間53分の変形労働時間制（週2～4.5日勤務）

○ 勤務時間帯は以下の間で定める時間

① 8：30～17：15

② 7：00～15：45

③ 9：45～18：30若しくは12：15～21：00

○ 交代制

※ 1日の勤務時間及び週の勤務日数は、任用期間中（年度内）は固定となります。

※ 交代制とは日や週、職員によって始業・終業時刻や休日等が異なることを指します。

(3)休日

・ 土曜日、日曜日、月曜日から金曜日までの間で指定する日、祝日及び年末年始の日（12月29日から1月3日）が休日となる職員と同日数が休日となります。

・ 年次有給休暇は10日（継続勤務期間により最大20日）以内です（採用から年度末までの期間及び1週当たりの勤務日の日数等により割落しされます。）。

(4)服務

特定業務職員には、次のとおり、地方公務員法の服務の規定が適用されます。

パートタイム勤務の場合は、営利企業への従事等が可能ですが、職務に専念する義務、信用失墜行為の禁止等の観点や、法定労働時間（週40時間）の超過に係る確認のため、兼業する場合は所属への届出が必要です。

・ 服務の宣誓（第31条） ・ 秘密を守る義務（第34条）

・ 職務に専念する義務（第35条） ・ 政治的行為の制限（第36条）

・ 争議行為等の禁止（第37条） ・ 営利企業への従事等の制限（第38条）

(5)給与等

① パートタイム勤務の場合の月額は、1級16号給相当～1級24号給相当（技能労務職員給料表を適用する定数内の技能労務職員として採用されたと仮定した場合に、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-43）の規定に基づき、その者が受けることとなる初任給の号給を適用）の基本給を、週当たりの勤務時

間に応じて割り落とされます（下表参照）。

- ② 令和7年度以降、会計年度任用職員としての経歴に応じて昇給があります（号給の上限に達した場合は、当該上限号給の額となります。）。

（年収モデル）

【看護補助等業務員】

勤務時間・勤務日数			1年目年収				最大年収			
1日の勤務時間	週の勤務日数	週の勤務時間	月額	①年俸	②期末・勤勉手当	年収(①+②)	月額	③年俸	④期末・勤勉手当	年収(③+④)
7.75h	2日	15.5h	65,531	786,372	191,676	978,048	69,433	833,196	312,446	1,145,642
	3日	23.25h	98,296	1,179,552	287,514	1,467,066	104,149	1,249,788	468,668	1,718,456
	4日	31h	131,062	1,572,744	383,354	1,956,098	138,866	1,666,392	624,894	2,291,286
	4.5日	34.875h	147,445	1,769,340	431,276	2,200,616	156,224	1,874,688	703,006	2,577,694

※ 給与月額及び期末手当支給率は、改定されることがあります。

※ 標準的な場合を想定した試算額であり、任用期間や勤務状況等により、上記のとおりにならないことがあります。

- ③ 要件に該当する者に対しては、通勤手当、超過勤務手当、期末手当等が支給されます。
- ④ 勤務時間等によって、社会保険（健康保険（地方職員共済組合）、厚生年金保険）及び労働保険（雇用保険・労災保険（地方公務員災害補償法又は労働者災害補償保険法による補償））が適用されます。

※ これらの勤務条件は、改定されることがあります。

8 試験結果の開示

- (1)この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示する内容	開示請求期間	開示場所
受験者本人	試験得点	合格発表の日から1月間	愛媛県立子ども療育センター

- (2)開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）に愛媛県立子ども療育センターへ直接お越しください。

- (3)電話、はがき等による開示の請求はできません。

9 お問い合わせ先

申込方法等に関する問い合わせは、愛媛県立子ども療育センターへお問い合わせください。〔電話 089-955-5533〕

受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）受け付けます（原則、電話で問い合わせてください。）。